



なお今後委員の異動に伴い小委員会に欠員を生じた場合におきましては、その都度委員長より指名すべく御一任願いたいと思いますが、御異議ございませぬか。

○佐々木委員長 御異議なしと認め、そのように決します。

○佐々木委員長 この際お諮りいたします。放射性物質に対する許容度の問題について参考人を招致し、その調査を進めたいと存じます。参考人の選定及び手続等につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませぬか。

○佐々木委員長 御異議なしと認め、そのように決します。

○佐々木委員長 内田常雄君外三名提出の寄生虫病予防法の一部を改正する法律案、井手以誠君外十六名提出の寄生虫病予防法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題とし、審査に入ります。まず提出者より趣旨の説明を聴取することにいたします。内田常雄君。

寄生虫病予防法の一部を改正する法律案

寄生虫病予防法の一部を改正する法律案

寄生虫病予防法（昭和六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

第三条の次に次の二条を加える。

第三条ノ二 厚生大臣ハ日本住血吸虫病ノ予防ノ為当該病原虫ノ中間宿主タル巻貝ノ棲息地帯ニ於ケルコンクリート造ノ溝渠新設ノ基本計画ヲ決定スベシ

前項ノ基本計画ハ関係都道府県知事ノ意見ヲ聴取シテ決定スベキモノトシ昭和三十一年度以降十箇年ニ亘ル内容タルベキモノトス

基本計画ノ決定セラレタル後特別ノ必要生ジタル場合ニ於テハ関係都道府県知事ノ意見ヲ聴取シテ当該基本計画ヲ変更スルコトヲ得

厚生大臣ハ基本計画ヲ決定シ又ハ変更シタルトキハ之ヲ関係都道府県知事ニ通知スベシ

第三条ノ三 厚生大臣ハ毎年度其ノ年度ノ開始前迄ニ関係都道府県知事ノ意見ヲ聴取シテ基本計画ニ基ク当該年度ノ実施計画ヲ決定シ之ヲ関係都道府県知事ニ通知スベシ

関係市町村ハ毎年度前項ノ実施計画ニ基ク都道府県知事ノ指示ニ従ヒ当該市町村ノ実施計画ヲ作成シ之ニ基キ施設ヲ為スベシ

第四条中「市町村」を「前条第二項ニ規定スル場合ヲ除クノ外市町村」に改める。

第五条に次の一項を加える。

第三条ノ三第二項ノ施設ヲ新設スル市町村ニ対シ都道府県ノ支出スル費用ニ付テハ政令ヲ以テ前項ノ割合ヲ引上グルコトヲ得

第七条中「第四条」を「第三条ノ三第二項及第四条」に改め、同条に次の一項を加える。

第三条ノ三第二項ノ施設ヲ新設スル市町村ニ対シ第五條第二項ノ規定ニ依リ引上ゲラレタル割合ヲ以テ

テ都道府県ノ支出スル費用ニ付テハ政令ヲ以テ前項ノ割合ヲ引上グルコトヲ得

この法律は、公布の日から施行する。

本案施行に要する経費として、平年度約六千四百万円の見込である。

寄生虫病予防法の一部を改正する法律案

寄生虫病予防法（昭和六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第五条中「三分ノ二」の下に「日本住血吸虫病ノ予防ノ為コンクリート造ノ溝渠ヲ新設スル為ニ要スル費用ニ付テハ六分ノ五」を加える。

第七条中「二分ノ一」の下に「日本住血吸虫病ノ予防ノ為コンクリート造ノ溝渠ヲ新設スル市町村ニ対シ第五條ノ規定ニ依リ支出スル費用ニ付テハ五分ノ四」を加える。

附則

この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

本案施行に要する経費として、平年度約一億円の見込である。

○内田委員 たいだいま議題となりまして、寄生虫病予防法の一部を改正する法律案につきまして、提案者を代表いたしまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

この改正法律案の趣旨とするところは、現行寄生虫病予防法におきまして、法定寄生虫病として指定されておられますところの住血吸虫病のうち、地方的に最もしつこくつきまわっておりまして、かつ重篤な症状を呈し、一番厄介な日本住血吸虫病につきまして、これが計画的な根絶をはかりとするものであります。この日本住血吸虫病については、すでに関係地方の諸君は十分御承知のように、他の寄生虫病などと違ひまして厄介なことに、医学や薬学の進歩した今日におきましても、これを予防しまたは治療する確かな方法がないのであります。しかもこの病気が、その病原虫の微細なる幼虫が特定地域における穀倉地方の田畑の間の小溝などに発生浮遊いたしまして、人間はむろんのこと、牛馬などの哺乳類の健全なる皮膚を通して体内に侵入いたし、肝臓や血管を侵して、勤勞不能の状態に陥らしめ、ついには死亡せしめるといふ恐ろべきものでありまして、山梨や、広島、福岡、佐賀などの各県を初め、有病地方におきましては、農民や学童などその罹病率がきわめて高い状況にありまして、まことに悲惨のこととでありますのみならず、農耕その他日常生活に重大なる障害を与えておるのであります。

このよりの事情に対処いたしまして、数年前から政府におかれましては、現行寄生虫病予防法の規定を適用して、病原虫生息地帯の公共団体とも協力して、この病気を撲滅いたすために、その病原虫の中間宿主である宮入貝と申す特定の巻貝を根絶する方策を講じ、その方法として国費の補助によりまして、これが生息地帯における溝渠のコンクリート化を行わせて参つてきておりますことは各位のすでに御承知のところと存じます。しかしながら、この数年の経過にかんがみますと、この病気が地方病でありますこと、また財政支出などの関係に災いされまして、さきにも申し述べましたように、この病気がゆゆしいものでありまして、放置することを許し得ないものであるにもかかわらず、このままの状況では本病の撲滅も百年河清を待つのとえの通りでありますので、ここに今回寄生虫病予防法の一部を改正いたしまして、法律上明確に本寄生虫病の撲滅対策を取り上げ、昭和三十一年度以降おおむね十年を目標としてこの病原虫の生息地帯において施設するコンクリート作りの溝渠新設の基本計画並びに各年の実施計画を国において定めることとしたとともに、これがための公共団体の費用に対する国費負担の割合を要すれば政令をもって引き上げることができるといふこととしたと存するものであります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○佐々木委員長 滝井義高君。改正する法律案第三二号につきましてはその提案の理由はたゞいま内田君から御説明のありました衆議院第四九号とおおむね同趣旨でございますので、その説明を省略いたしたいと存じますから、御了承をお願いいたします。

次に両案はいずれも予算を伴う法律案でありますので、この際内閣に御意見があれば発言を許します。山下政務次官。

○山下(審)政府委員 たいだいま議題と相なっております法律案につきましては今後の財政負担の問題もあり、国庫負担率の引き上げについても慎重に検討する必要がありますが、住血吸虫病の被害にかんがみ、計画的にその予防措置を講じようとする御趣旨は了とされますので、やむを得ないものと認めて善処いたしたい所存でございます。

○佐々木委員長 次に質疑に入ります。眞崎君。

○眞崎委員 今回政府が日本住血吸虫病の予防、撲滅のために当該公共団体と協力されて来年度以降十カ年にわたるコンクリート溝渠新設の基礎計画を定むべきことを法定するに至りましたことは、同病害の惨状にかんがみましてまことに時宜に適した措置と考えます。さらに政府は地方財政窮乏の現状に照らしましてこの際本改正法律の規定に基づき国庫負担率の引き上げを行なうて、これが完全実施を敢行すべきものであると考えますが、これに対する政府の御所信を伺いたいと存じます。

○山下(審)政府委員 たいだいま眞崎先生の御質問にお答え申し上げます。本改正案によりまして、補助率は政令で引き上げることができるようになりまして、補助率の引き上げにつきましては慎重に考慮いたさなければならぬ問題であると存じますが、御趣旨を尊重いたしまして、厚生省と

してはできるだけ努力いたしたい所存でございます。

○滝井委員 政府にちよつとお伺いしたいのですが、日本には非常に多くの寄生虫によりましてところの伝染病があるわけですが、今回幸いこのうい疾病に御理解のある議員諸君の力によりまして寄生虫予防法の一部を改正する法律ができようとしておるわけでありまして、一体この日本住血吸虫病のほかにいろいろ寄生虫による病気があるわけでありまして、それらの病気は一体政府はどういう考えを持っておられるのか、その取扱いについてこの機会にお聞きしておきたいと思ひます。

○山下(審)政府委員 この住血吸虫病のほか寄生虫の蔓延により人体が害されておる点は、滝井先生と私全く意見を同じゅうするものでございまして、とかく寄生虫の予防に對しましては厚生省も全力を傾けてはおりますが、まだ十分とは言えない面が多々ございまして、今後このうい問題につきましましては十分な検討をいたしまして、これの対策を確立しなければならぬものと存じております。

○滝井委員 政府の方でその他の寄生虫につきましても御努力をいたさうといたうこととございまして、幸いこの日本住血吸虫病というものは比較的人口に膾炙されており、特殊な地帯に発生する風土病的な性格を持つてはおりますが、比較的名の売れたものがクローズ・アップされて、その他のものがそのためにみな縁の下に力持ちになるというふうなことがあつてはならぬと思ひます。一つこの寄生虫予防法の一部を改正する法律案を契機として、さらに政府は来年度全般的な寄生虫病予

防のための対策をやはり立てるべきであると思ひます。その点に對して政府の御所見をお伺いしておきたいと思ひます。

○山下(審)政府委員 滝井先生の御心配と私もしろうとでございまして、全く同じ心配をいたしてございまして、たとへば十二指腸虫病のごときは、むしろ日本の肺結核の温床とさえ私は考へておるのでございまして、来年度等には予算措置をいたしまして十二分にこの点について努力をいたしたい覚悟でございます。

○中山(マ)委員 関連してちよつと伺いたうのでございまして、これによるところの死亡率でございます。私がいつか厚生省におりますとき山梨に参りましたときに、ある農夫は私に、自分の家内はこれによつて三人、今もらつてゐる縁は四番目の縁である。三人ともこの病気で死なしたといふので、その位はいを見せていただいたのでございまして、年間どのくらいの人が死亡しておりますか。一人の人の家内が三人も死んだといふことは、ある意味では非常に死亡率が高いものであると思ひますが、参考までに一つこれによる死亡率とはかの寄生虫による死亡率との比較を一つ教えていただきたい。

○楠本政府委員 お答えを申し上げますが、まず日本住血吸虫病によりまして死亡につきましましては、率としては必ずしも精細に計算ができませんが、死亡者は年々直接住血吸虫で死亡いたしました者は七十人ないし八十人を数えております。しかしながら実際にはこの病気が慢性あるいは肝臓障害等を伴ひますので、間接的に死亡いたすものにつきましましてはおそらく相当の數に上るものと考へられております。

なお第二点に他の寄生虫の死亡率でございますが、これも御承知のように感染率、発病率といふものが必ずしもはつきりいたしませんので、率として計算いたすことはできませんが、たとえば回虫の障害によつて直接死亡いたす患者は年々約六千人に達しております。

○中山(マ)委員 そつういたしますと、当節ラジオの放送を聞いておると、肝臓のお薬といふもののが宣伝が非常に激しいのでございまして、今のお話を聞いておると、これは間接に肝臓病に死んでおる人はどれくらいあるでございませうか。肝臓のお薬が非常に宣伝されておると、商業放送を聞いておると、薬の宣伝の八〇%くらいは肝臓の薬の宣伝だと私は思ひます。これによつてそこへくるというふうな詳細なお調べはついておりますでせうか、どうでせうか。また肝臓病で死亡してゐる人の數はどんなものでございませうか、お聞きいたしたいと思ひます。

○楠本政府委員 肝臓の障害が最近いろいろ言われておりますが、しかしながら私ども専門的に考へますと、最近特に肝臓病が多くなつたものとも考へられませんが、ついで以前からあつたものが、最近診断の進歩、治療の進歩、薬剤の進歩等で表面に出てきたものと存じます。なお最近非常に問題になりましては、たゞいま御指摘のうい商業放送の宣伝の結果がかなり力があるものと、かように考へられます。なお住血吸虫病と肝臓の關係につきましましては、もちろんこれは至大な關係がございまして、たゞ住血吸虫病は何と申し

ましてもきわめて局所的な流行病でございまして、必ずしも全国の肝臓疾患と關係あるものでは毛頭ございませぬ。

○龜山委員 今度の内田君等の提出された法案は、まことに時宜を得たものと思ひますが、先ほどの滝井委員の御質問にも関連いたしましてお伺いしたいと思ひます。それは従来寄生虫予防の問題が、不徹底に終つたといふことは、一に国庫補助が少いといふことと、一に国庫補助に多かつた、これが寄生虫病の予防、ことに今問題になつておると住血吸虫病等についても遺憾な点があつたと思ひますが、今回の改正案によつて、内田君は、地方の負担をなるべく軽減されて、大いに国の費用を出さなければならぬといふことを考へてなつておることと思ひますが、それに対しては御所見をお伺いしたいと思ひます。

○内田委員 厚生省の政務次官以下がおりますが、御承知のように現在寄生虫病予防法でこの対策としてもつぱら行われておりますところのコンクリート溝渠を作る、これの予算が一番多いのでありますが、これに對しましては、現行法では施設をする末端の市町村が全經費の三分の一を負担する、それからこれに對して關係の都道府県が残り三分の二を負担する。都道府県が三分の二を負担したうい分の二の一分、府県が三分の一、國が三分の一といふことになつておりますが、たゞいま龜山君から御質問のうい、この計画を十カ年で推し進めて参りますと、私どもの考へでは、どうしても現

在やっておる仕事の三倍ぐらいの仕事をやらなければ十カ年ではこの仕事はできない。そうなりますと、全体の費用が三倍になるわけでございます。その際に、現行の補助率で申しますと、府県、市町村のそれぞれ負担が非常にふえて参りますので、それをどうしても国でカバーをしてやらなければならぬ。そのためにこの法律案を提出したおまな理由があるわけですが、その際私が考えますのは、一ぺんに国の補助率を引き上げるといふことも、財政事情から一仕事もふえることでもありませんから大へんであります。少くとも市町村並びに府県の負担率を現行の三分の一から四分の一あるいは五分の一あるいは社会党の御提案のようにできますならば六分一程度に減らし、その反面国が負担する分を四分の二なりあるいは五分の三なりあるいは六分の四なり、こつういう方向にせよふやして参るよう政令を、これは厚生省に御尽力を願って作っていただきました、かようなつもりであります。

○亀山委員 ただいま内田君の御希望の点は全く同感です。ことに今御案内のように、地方財政が非常に窮乏しておる、そのときに、この有効な施設をやつていただくあるいはどうしても国の費用を相当にお出しにならなければ、実行できません。従つてこの地方団体の経費をなるべく少くして実行のできるようにやつていただきたいと思ふのであります。一般の寄生虫病の国庫の補助率を大いに増すと、以外に私の記憶ではこの住血吸虫病に対してはかつて他の寄生虫病に使つた補助率の規定があつたと思ふのです。ほとんど半額以上国庫で負担した例がある

と思ふのですが、今回はどうしようよくなお考えはあるのかないのか、一つ厚生当局にお聞きしたい。  
○楠本政府委員 現在住血吸虫につきましては、その重要性にかんがみまして、特に従来といへども、現行法の範囲内において単独で国庫補助をいたしておられます。ところが他の寄生虫対策の計算の中に組み入れられておられますために、やもすると組み入れただけが使われないというらみはございませうが、予算措置はさような方式で実施をいたしてあります。

○亀山委員 今楠本環境衛生部長の御説明にありましたように、この寄生虫予防法の国庫補助が地方交付税に繰り入れてあるということが、結局寄生虫病が撲滅できない原因の大なるものであると思ふのであります。この点は幸いに提案者である内田君が大蔵省系統の御出身でありますので、よくその点はお考えになつていただきたいということ、もう一つは先ほど申し上げたように、往年山梨の住血吸虫病に対しては特別の補助をしたことがあるのです。その点も一つお考え合せになりまして、従来のような一定の寄生虫病のワクの補助金ではどうもこつういう事業はできません、そういうことを提案者である内田君によつて、さらに今後努力せられることを希望いたします、私の質疑を終ります。

○中山(マ)委員 私の寄生虫病に悩まされておる県を考へてみますと、山梨県、佐賀県、いわば日本の貧乏県であると思ふのであります。御承知の通り、佐賀県も一私、九州の人間です。私からよく佐賀を知つておりますが、まことに失礼なことを言うようですけれども、大阪府あたりとは違ひまして、日本の気の毒な貧乏県であると思ふのであります。ことに私が知っている範囲内では、婦人だけが非常に死んでおるといふ面も考へまして、これは婦人対策でもあると思ふので、一つ貧しき者を助けるということも最もいいことだと思ふので、どうぞ一つこの貧しい県を助けていただき、私が佐賀に行つてみましても、あまりに産物がなく、山梨県も山国でございませうのでブドウくらいを作つてい

るのが山梨県のありさまであります。私は政令をもつてしかしかするといふ点におきましては、厚生省のがらばり方一つであると思ふ。環境衛生部長が一生懸命にやつていただきました、私は何とかなるのではなからうかと思ふので、貧しき者を助けるという経済面でも、一つぜひ格段の御努力をお願いしたい、こつう考へております。

○八田委員 この法案に関係いたします、質問いたしたいと思ふのですが、先ほど提案者の内田さんから十カ年計画をもつて撲滅対策を考へておるのだ、こつうおつしやつたのであります。その十カ年計画の基本であります。内田先生は山梨県の御出身でございますが、山梨県の有毒地域、これは一体何町歩くらいあるか。市と町村に分けられて、何町何町村といふことをはつきりおつしやつていただきました。

○内田委員 先ほど私の提案理由の説明でも申し上げましたが、この寄生虫病は地方病でありまして、山梨とか佐賀、福岡、広島などに最も多いと思ふのであります。そのほか岡山県とか

三重、千葉などというように、地域は散在しまして、全国の有毒地の面積は私の手元にあります資料によりますと約二万町歩、しかもこれがおおむね水田地帯、穀倉地帯であります。から、二万町歩とは申しますけれども、限られたところのほとんどその地方全体という数字になっております。そのうちで自分の県のことでありますけれども、わが山梨県が二万町歩ばかりのうちで一万五百町歩くらいを占めておりました、山梨県の耕地面積は御承知のように三万町歩余りでありまして、そのうち水田は一万二、三千町歩でありますけれども、その水田のおおむね九割というところが、いわゆる有毒地域ということになっております。それに次いで多いのは、福岡、佐賀、広島等で、それぞれ一千町歩近い有毒地帯を持つております。

○八田委員 山梨県を持つ水田の九割近くが有毒地域である、大体一万五百町歩というお話があつたのであります。が、私の知るところでは、一万町歩くらいであつて、一市五十八町村が有毒地域である、こつういうふうに聞いております。そうして全国で二万町歩ですね。それで、この説明の中にありますが、これを予防し治療する適當な方法がないと書かれていられるのでありますけれども、私は予防にはいろいろな方法があると思ふ。それで今のこの提案は、単に溝渠のコンクリート舗装といふことだけが予防の唯一の措置であるかのごとく了解するのであります。この点につきましては楠本部長に、予防としてただ溝渠のコンクリート舗装だけが唯一の方法であるか、これが一番決

定的な方法であるかということについて、参考までに一つ伺つておきたい。  
○楠本政府委員 現在予算をいたしましては、溝渠のコンクリート化に最も莫大な経費を要しておりますが、しかしそのほか薬剤による宮入員の撲滅を実施いたしております。これらは主として石灰窒素等を使用いたしてあります。その他雑草の整理、あるいは特に雑草のアセチレンによりまして焼却、あるいは糞便による虫卵の散布を防ぎますために肥料として用いる糞便はできるだけ腐熟してから使用するというような方法を用ひまして、総合的な予防対策を立てている次第であります。

○八田委員 それからコンクリート舗装をすればどうして宮入員を生息できないようにできるのだという理由を伺つておきたい。

○楠本政府委員 宮入員の生息上の習性から考へまして、草むら一草がはえたり、ヨシがはえたり、あるいは土砂がまじつていられるところに、しかもこつういう水たまりに好んで繁殖いたしますので、溝渠を作りまして流れをよくし、しかも雑草等のはえないようにいたしますと、やがて宮入員といふものの生息ができなくなつてくるという成績から、かように考へておる次第でございます。

○八田委員 雑草の汚染はもちろん考へられますが、コンクリート舗装だけでは雑草のやぶ、こつういったもののは火炎放射をして焼き払ふという方法をとらなければならぬ。そこで私はコンクリート舗装をするのは流速、水量を加減するのが一番大きな目的だと考へる。ところが実際にこの二つの目的

を達成するのには、流速、水量を加減するのが一番大きな目的だと考へる。ところが実際にこの二つの目的

が正しく実行されてない面がたくさんある。それを厚生当局において、単にコンクリート舗装をすれば宮入員の発生を防ぎ得るのだという事で指導されていくと、間違った指導方法になります。実際の目的は水量と流速にあるのでありますから、この点を正しく地方に、その有毒地域に御指示下さることをお願いするのであります。

それからもう一つ治療問題でございますが、治療問題について、ここにも適当な方法がないと書いておられるのであります。私はそういうふうに理解しておらぬのであります。これについて厚生省で現在治療方法についてどういう方法があるか。もちろんこれは急性症の場合と慢性症の場合とに分けなければならぬのでありますけれども、急性症よりも慢性症の方が多し。しかも慢性症の場合には作業能力を減弱するので、治療方法も違った方法をとらなければならぬのでありますけれども、現在どのような方法が学界において、また治療界において用いられて、どれくらいの効果を上げていくのかという点についてお知らせ願いたい。

○楠本政府委員 第一番の御指摘の溝渠の流速その他については全く御指摘の通りでございます。要はせつかく作った溝渠が宮入員の生息のできないように維持管理することがきわめて大事であります。今後はかような維持管理の面で一そう地方の指導を徹底いたしたいと考えております。

なお治療につきましては、いろいろ目下研究もされておりますが、現在卵保有者につきましては、主としてアンチモン製剤を授与して駆虫いたしてお

ります。その他現在試験的にはいろいろな方法が行われておりますが、いずれにしてもいまだ卓効のあるものをつかみ得ない現状でございます。

○八田委員 この問題はそれくらいにしますが、最後にさらにお願いしておきたいことは、ただいまの維持管理という面が一番大切だということです。単に国庫補助をふやすといつても、地方財政との関係もありますので、これが百パーセント効果を上げるためには、維持管理という面が一番大切なこととありますから、この水量、流速という点についてはつきりとした指導をされることをお願いいたします。

○佐々木委員長 他に御質疑はございませんか。——なければ本案について質疑は終了したものと認めます。

○野澤委員 ただいま議題となりました両案は同一趣旨の法律でありますので、これを併合して一案となし、題名は両案の通り寄生虫病予防法の一部を改正する法律とし、内容はお手元に配付いたしました通りでありますので、内田常雄君外三名提出の案と同一といたしまして、修正議決せられんことを望み、動議を提出いたします。

○佐々木委員長 それでは両法案及び野澤清人君提出の併合修正の動議の三案を一括して討論に入ります。

これらの討論に關しましては通告もありませんので、これを省略いたしました

いと存じますが、御異議ございませんか。

○佐々木委員長 御異議なしと認め、討論は省略することに決しました。これより採決いたします。野澤清人君より提出されました併合修正の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○佐々木委員長 起立総員。よって動議の通り両案はこれを併合して一案となし、題名は両案の通りとし、内容は内田常雄君外三名提出の案と同一として修正議決すべきものと決しました。なお両案に關する委員会の報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○佐々木委員長 御異議なしと認め、そのように決します。

○佐々木委員長 次に日程を追加して、へい獣処理場等に関する法律の一部を改正する法律案並びに採血及び供血あつせん業取締法案を一括して議題とし、審査を進めます。

趣旨の説明を聴取いたします。山下政務次官。

へい獣処理場等に関する法律の一部を改正する法律案  
へい獣処理場等に関する法律の一部を改正する法律案  
へい獣処理場等に関する法律(昭和二十三年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

「へい獣処理場」を「へい獣処理場」に、「へい獣」を「へい獣」に、「へい獣取扱場」を「へい獣取扱場」に改める。

第四条中「公衆衛生上不適当である」を「政令で定める公衆衛生上必要な基準に適合しない」に改める。

第五条中「所有者又は」を削り、同条第二号中「駆除に努めること」を「駆除を十分にする」とに改め、同条第三号を第四号とし、第二号の次に次の一項を加える。

三 臭気の処理を十分にすること。

第六条第一項中「所有者又は管理者」を「設置者若しくは管理者」に改め、「立ち入り」の下に「その構造設備及び」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第六条の二 都道府県知事は、へい獣処理場の構造設備が第四条の規定に基く政令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、又はへい獣処理場の管理者が第五条の規定による措置を講じていないと認めるときは、当該へい獣処理場の設置者に対し、期間を定めて、その構造設備を第四条の規定に基く政令で定める基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを命じ、又はその管理者に対し、第五条の規定による措置を講ずべきことを命ずることができる。

第七条第一項中「所有者」を「設置者」に、「へい獣処理場につき第五条の規定による措置を講じない場合において」を「前条の規定による命令に違反したときは」に、「又は期間を定めて」を「又はその設置者若しくは管理者に対し期間を定めて」に改め、同条第二項中「当該管理者」を「当該設置者又は管理者」に、「当該管理者又はその代理人が公開の聴聞に

おいて弁明し、且つ有利な証拠を提出する機会」を「弁明及び有利な証拠の提出の機会」に改める。

第十一条及び第十二条を削り、第十条を第十二条とし、第九条中「千円」を「一万円」に、同条第一号中「第一号及び第十二号」を「第八号に、同条第二号中「第十一号及び第十二号」を「第九号及び第六項」に改め、同条に次の一号を加え、同条を第十一条とする。

三 第九条第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第八条中「六月を」一年に、「五千円」を「三万円」に、同条第一号中「第十一号」を「第八号」に、「第十一号及び第十二号」を「第八号及び前条第六項」に改め、同条を第十条とし、第七条の次に次の二条を加える。

第八条 第二項及び第三号から前条までの規定は、魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を原料とする油脂、にかわ、肥料、飼料その他の物の製造及びその製造の施設並びに獣畜、魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を化製場又はこれに類する施設に供給するためにこれらの物の貯蔵及びその貯蔵の施設に準用する。

第九条 清掃法(昭和二十九年法律第七十二号)第四条に規定する特別清掃地域のうち政令で定める基準に従い都道府県知事が指定する区域内において、次の各号に掲げる動物を当該各号に規定する数以上に飼養し若しくは収容しようとする者が、その飼養若しくは収容の

ための施設を設けたとき、又はめん羊、山羊、犬、鶏若しくはあひるを飼養し若しくは収容する施設を設けている者が、その施設で次の第四号から第八号までに掲げる動物を当該各号に規定する数以上に飼養し若しくは収容することとなつたときは、三十日以内に、厚生省令の定めるところにより、当該動物の種類ごとに、その施設の所在地の都道府県知事に対し、その施設の所在地及びその動物の種類を届け出なければならない。ただし、その届出期間内にその施設を廃止し、又はその施設で飼養し若しくは収容する次の第四号から第八号までに規定する動物の数が当該各号に規定する数に満たないこととなつたときは、この限りでない。

びその動物の種類を届け出なければならない。  
3 前二項の届出をした者は、当該施設を廃止したとき、又は当該施設で飼養し若しくは収容する第一項第四号から第八号までに掲げる動物の数が当該各号に規定する数に満たないこととなつたときは、三十日以内に、都道府県知事に対しその旨を届け出なければならない。ただし、その届出期間内に再び当該施設を設け、又は当該施設で飼養し若しくは収容する第一項第四号から第八号までに掲げる動物の数が当該各号に規定する数以上となつたときは、この限りでない。  
4 前項ただし書の規定に該当することにより同項の届出をすることを要しない場合には、同項ただし書に規定する事由に係る第一項の届出も、また、そのことを要しない。  
5 第一項に規定する区域内において同項各号に掲げる動物を当該各号に規定する数以上に飼養し又は収容する施設の構造設備は、政令で定める公衆衛生上必要な基準に適合するものでなければならない。  
6 第五条から第七条までの規定は、前項に規定する施設について準用する。この場合において、第六条の二中「第四条の規定に基づく政令で定める基準」とあるのは「第九条第五項の規定に基づく政令で定める基準」と、第七條第一項中「その施設の使用の制限若しくは禁止を命ずる」とあるのは「第九條第一

項各号に掲げる動物を当該各号に規定する数以上に飼養し若しくは収容するための施設として使用することの制限若しくは禁止を命ずる」と読み替へるものとする。  
7 第一項から第五項までの規定は、家畜市場その他政令で定める施設には、適用しない。  
附則  
(施行期日)  
1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。  
(経過規定)  
2 この法律の施行の際現に魚介類(魚類を除く。以下同じ。)の肉、皮、骨、臓器等を原料として油脂、にかわ、肥料、飼料その他の物を製造する施設又は化製場若しくはこれに類する施設に供給するために魚介類の肉、皮、骨、臓器等を貯蔵する施設を設けている者は、この法律の施行の日から起算して六十日間は、この法律による改正後の第八條において準用する第三條第一項の規定にかかわらず、引き続きその施設を經營することができ。  
3 前項の規定に該当する者が、同項に規定する期間内にその施設の所在地の都道府県知事に対しその旨を届け出たときは、その者は、この法律による改正後の第八條において準用する第三條第一項の許可を受けたものとみなす。  
(厚生省設置法の一部改正)  
4 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第九條第一項第十三号中「へい、獸処理場」を「へい、獸処理場」に改める。  
(土地収用法の一部改正)  
5 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。  
第三條第二十六号中「へい、獸処理場」を「へい、獸処理場」に改める。  
(家畜伝染病予防法の一部改正)  
6 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。  
第十條(見出しを含む)中「へい、獸取扱場」を「へい、獸取扱場」に改める。  
第二十二條(見出しを含む)、第五十一條第一項及び第五十二條中「へい、獸処理場」を「へい、獸処理場」に改める。  
採血及び供血あつせん業取締法  
採血及び供血あつせん業取締法案  
法  
(目的)  
第一條 この法律は、人の血液の利用の適正を期するとともに、血液製剤の製造等に伴う採血によつて生ずる保健衛生上の危害を防止し、及び被採血者の保護を図ることを目的とする。  
(定義)  
第二條 この法律で「血液製剤」とは、別表に掲げる医薬品(薬事法(昭和二十三年法律第九十七号)に規定する医薬品をいう。)をいう。  
(採血等の制限)  
第三條 次の各号に掲げる物を製造

する者がその原料とする目的で採血する場合を除いては、何人も、業として、人体から採血してはならない。ただし、治療行為として、又は輸血、医学的検査若しくは学術研究のための血液を得る目的で採血する場合は、この限りでない。  
一 血液製剤  
二 医学的検査、学術研究等のために必要がある物として政令で指定する物  
2 何人も、業として、人体から採取された血液又はこれから得られた物を原料として、前項各号に掲げる物(以下「血液製剤等」という。)以外の物を製造してはならない。ただし、血液製剤等の製造に伴つて副次的に得られた物又は厚生省令で定めるところによりその本来の用途に適しないか若しくは適しなくなつたとされる血液製剤等を原料とする場合は、この限りでない。  
(業として行ふ採血の許可)  
第四條 血液製剤等の原料とする目的で、業として、人体から採血しようとする者は、採血を行う場所ごとに、政令で定める額の手数料を納めて、厚生大臣の許可を受けなければならない。ただし、病院又は診療所の開設者が、当該病院又は診療所における診療のために用いられる血液製剤のみの原料とする目的で採血しようとするときは、この限りでない。  
2 厚生大臣は、前項の許可の申請があつた場合において、次の各号の一に該当するときは、同項の許可を与えないことができる。



一 製造しようとする血液製剤等の供給がすでに需要を満たしているとき。

二 申請者が採取しようとする血液の供給源となる地域において、その者が必要とする量の血液の供給を受けることが著しく困難であると認めるとき。

三 申請者が営利を目的として採血しようとする者であるため被採血者の保護に支障をきたすおそれがあると認めるとき。

四 申請者が第十一条第一項の規定による許可の取消の処分を受け、その処分の日から起算して三年を経過していないとき。

五 申請者が法人である場合において、その業務を行う役員のうち前号の規定に該当する者があるとき。

(業として採血する者に対する指示)  
第五十五条 厚生大臣は、被採血者の保護及び血液の利用の適正を期するため必要があると認めるときは、前条の許可を受けた者に対して、採取する血液の量、血液の買入価格等に関し必要な指示をすることができる。

(血液提供のあつせんの許可)  
第六十条 業として、有料で、人の血液の提供のあつせんとしようとする者は、厚生省令で定めるところにより都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、次の各号の一に該当するときは、同項の許可を与えないことができる。

一 申請者が第十一条第二項の規

定による許可の取消の処分を受け、その処分の日から起算して三年を経過していないとき。

二 申請者がこの法律又はこの法律に基き命令に違反し、その違反の事実があつた日から起算して三年を経過していないとき。

三 申請者が罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していないとき。

四 申請者が精神病患者又は麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中薬者であるとき。

五 申請者が営利を目的として血液の提供をあつせんしようとする者であるため血液を提供する者の保護又は保健衛生上の危害の防止に支障をきたすおそれがあると認めるとき。

六 申請者が法人である場合において、その業務を行う役員のうち前号から第四号までのいずれかに該当する者があるとき。

(あつせん手数料)  
第七十条 前条第一項の許可を受けた者(以下「供血あつせん業者」という。)は、都道府県知事の定めた基準をこえて、あつせん手数料を請求し、又は受け取つてはならない。

2 供血あつせん業者は、何らの名義をもつてするを問はず、前項の規定による禁止を免かれる行為をしてはならない。

(業務上の義務)  
第八十条 供血あつせん業者は、採血が健康上有害である者の血液の提供のあつせん、保健衛生上危害を生

ずるおそれのある血液の提供のあつせんその他血液を提供する者の保護又は保健衛生上の危害の防止に欠けるような行為をしてはならない。

(帳簿)  
第九十条 供血あつせん業者は、帳簿を備え、これに血液を提供した者の氏名、年齢、住所その他厚生省令で定める事項を記載し、かつ、これを最終の記載の日から五年間保存しなければならない。

(業務停止の届出)  
第十十条 供血あつせん業者は、当該業務を停止し若しくは休止し、又は休止していた業務を再開したときは、十五日以内に、都道府県知事に、その旨を届け出なければならない。

(許可の取消等)  
第十一條 厚生大臣は、第四條第一項の規定による許可を受けた者が、この法律、この法律に基き命令又は第五條の規定による指示に違反したときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。

2 都道府県知事は、供血あつせん業者が次の各号の一に該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。

一 この法律又はこの法律に基き命令に違反したとき。

二 第六條第二項第三号から第六号までのいずれかに該当するに至つたとき。

3 前二項の規定により許可を取り消し、又は業務の停止を命じようとするときは、あらかじめ、その

処分の相手方にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(立入検査等)  
第十二条 厚生大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、第四條第一項の規定による許可を受けた者又は供血あつせん業者から必要な報告を徴し、又は当該職員をして採血を行う場所若しくは供血あつせん業者の事務所若しくは供入り、帳簿その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 当該職員は、前項の規定による立入、検査又は質問をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(採血者の義務)  
第十三条 血液製剤等の原料たる血液又は輸血のための血液を得る目的で、人体から採血しようとする者は、あらかじめ被採血者につき、厚生省令で定める方法による健康診断を行わなければならない。

2 前項の採血者は、厚生省令で定めるところにより貧血者、年少者、妊娠中の者その他採血が健康上有害であるとされる者から採血してはならない。

(業として行う採血と医業)  
第十四条 業として人体から採血す

ることは、医療及び歯科医療以外の目的で行われる場合であつても、医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第十七条に規定する医業に該当するものとする。

(罰則)  
第十五条 第六條第一項又は第七條の規定に違反した者は、三年以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十六条 第三條若しくは第四條第一項の規定に違反した者又は第十一条第一項若しくは第二項の規定による業務停止の処分を受けた者は、一年以下の懲役若しくは三万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十七条 第九條の規定に違反した者、第十二條の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者、同條の規定による立入若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者又は同條の規定による質問に対して虚偽の答弁をした者は、五千元以下の罰金に処する。

第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

附則  
(施行期日)  
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過規定)  
2 この法律の施行の際現に薬事法第二十六條第一項の規定による厚

生大臣の登録を受けて血液製剤の製造業を営んでいる者(当該血液製剤が公定書に取められていないものであるときは、同条第三項の規定による許可を受けている場合に限る。)であつて、当該血液製剤の原料とする目的で業として人体から採血しているものは、第四条第一項の規定による許可を受けたものとみなす。

3 この法律の施行の際現に有料で人の血液の提供があつてを業として行っている者は、この法律の施行の日から起算して三箇月間は、第六条第一項の規定にかかわらず、その業を営むことができる。

4 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五百一十一号)の一部を次のように改正する。  
第五十五条第五十一号の二の次に次の一号を加える。  
五十一の三 採血及び供血あつせん業取締法(昭和三十一年法律第 号)の規定に基づき、業として行つた採血の許可を行ひ、並びにその許可を取り消し、及び業務の停止を命ずること。

別表  
一 保存血液  
二 人赤血球沈層  
三 人赤血球再浮遊液  
四 人血漿  
五 人免疫血清グロブリン  
六 血液型判定用血清

第十一条に次の一号を加える。  
十四 採血及び供血あつせん業取締法を施行すること。

七 その他他政令で定める医薬品

○山下(参)政府委員 たいだいま議題となりました。へい獣処理場等に関する法律の一部を改正する法律案につきましても提案の理由を御説明申し上げます。最近、市街地または住宅地域等における養豚場及び養鶏場等のいわゆる畜舎が、蚊やハエの発生の根源地となり、あるいは飲料水を汚染し、または悪臭を放つ等環境衛生上きわめて好ましくない状態を現出していることがしばしば指摘されるのであります。政府が昨年来三カ年計画で提唱して参りました蚊とハエのいない生活実践運動をさらに実効あらしめるためにも、これらのいわゆる畜舎の指導取締りを強化することが各方面より強く要望されているのであります。政府といはしましては、これらのいわゆる畜舎についての指導取締りを適正化するとともに、へい獣処理場等の施設の構造設備について具体的な基準を設けることによりまして、これらの施設の適正なる運営を期し、もつて環境衛生の改善向上をはからんとした次第であります。

これがこの法律案を提案した趣旨であります。次に改正のおもな点を申し上げます。次点、清掃法で規定いたしております特別清掃地域のうちから、都道府県知事が指定する一定の区域におきまして、一定数以上の牛、馬、豚、綿羊、ヤギ、犬、鶏、アヒルを飼養する施設を設けた者に対しまして、届出義務を課することとしたことであります。

現行法におきましては、牛、馬、豚等の獣畜の飼養または収容施設については単に衛生措置等の規定が準用されることになっており、これらの施設の指導取締りの面において必ずしも十分とは申しがたい点がありましたので、今回、さらに、犬、鶏、アヒルをも含めて、これらの動物を一定数以上飼養または収容する施設については、届出制を実施することとしてその指導取締りの徹底を期することとしたのであります。

第二点は、へい獣処理場及びいわゆる畜舎の構造設備の基準を政令で明確に規定することとしたことであり、現行法におきましては、へい獣処理場の構造設備に関する明確な基準がないために、これらの施設の維持管理について適正な指導取締りができ得ない実情であったことにかんがみまして、今回、構造設備の基準を政令で定めることとしたし、施設の衛生的管理を十分ならしめることにより環境衛生の改善向上をはからんとするものであります。なお、いわゆる畜舎につきましても届出制を採用する機会に、右と同様の措置をとることとした次第であります。

以上がこの法律案の提案理由及び概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。  
次に採血及び供血あつせん業取締法案につきましても、その提案の理由を御説明申し上げます。  
人の血液から製造される医薬品である保存血液、人血漿その他の血液製剤の品質等につきましては、薬事法の規

定によって指導取締りが行われ、また、患者に対して輸血を行う場合の保健衛生上の危害防止につきましても、これを行う医師、歯科医師の責任において行つた、医師法、歯科医師法に基いて指導がなされているのであります。血液製剤の利用が盛んになるにつれて、その原料となるべき人血が血液製剤以外の物に利用されるため、医療上不可欠の血液製剤等に不足を生じることのないよう規制することにも、たゞ血液製剤等の原料とする場合でありましても、採血という行為が行われる機会が必要以上に多くなると、被採血者の保健衛生その他の保護に欠けるおそれがありますので、これを防止する必要が生じて参りました。また、輸血のための血液を提供する者については、これを病院等に対してあつせんする業者がありまして、これに対しては、昭和二十年に輸血取締規則が制定せられていたのであります。独立命令でありましたために、昭和二十二年に失効し、その後は、これらの業者に対する取締り法規がなく、全く放任された状態にありますために、とかく供血者に対する搾取、その他の弊害が起つている実情にかんがみまして、これらについても、開業に当って許可を受けさせ、あつせん手数料を制限する等、ある程度の取締りを行うことが必要であります。これらの必要性を考慮いたしまして、人の血液の利用の適正、血液製剤の製造等に伴つた採血に当つての危害防止及び供血のあつせん業等における被採血者の保護を目的として、本法案を提出いたしました次第であります。

次に、この法案の概要について、御説明申し上げます。  
第一に、採血及び人の血液を原料とする物の製造の制限であります。本来、採血という行為は、医療等やむを得ない目的のため以外には認めないように行つたことが保健衛生上必要でありましても、従つて、血液を原料とする物の製造についても、これが血液製剤等不可欠な物の原料に限らなければならぬのであります。その意味で、医療、学術研究または血液製剤等の原料とする目的以外の採血を禁止することにも、原則として血液製剤に限ることとしたしております。

第二に、血液製剤等の原料とする目的で採血する業者については、その業務所ごとに厚生大臣に申請させ、一定の条件に適合しないものについては、許可を与えないこととし、さらに必要に応じて採血量、血液の買入れ価格等について指示することができるとして、血液の利用の適正及び被採血者の保護をはかつております。

第三に、供血あつせん業の取締りがあります。輸血の用に供する血液の提供をあつせんする、いわゆる供血あつせん業者は、現在、何ら法的規制の対象となつておりませんために、とかく血液提供者に対する搾取その他の弊害を生じている傾きがありますので、これを都道府県知事の許可にかかわらずし、悪質な者に対しては許可を与えないこととし、また、許可を受けた者に對しても、あつせん手数料の制限、業務上守るべき義務等を規定して、弊害の防止をはかつております。

次に、この法案の概要について、御説明申し上げます。  
第一に、採血及び人の血液を原料とする物の製造の制限であります。本来、採血という行為は、医療等やむを得ない目的のため以外には認めないように行つたことが保健衛生上必要でありましても、従つて、血液を原料とする物の製造についても、これが血液製剤等不可欠な物の原料に限らなければならぬのであります。その意味で、医療、学術研究または血液製剤等の原料とする目的以外の採血を禁止することにも、原則として血液製剤に限ることとしたしております。



第四に、血液製剤の原料としてまたは輸血のために人体から相当多量の血液を採取する者につきましては、事前の健康診断及び貧血者等から採血してはならない旨の義務を課することによって、被採血者の健康の保護をはかることといたしております。

以上が、この法律案を提案するおもな理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決せられるようお願い申し上げます。

○佐々木委員長 以上で説明は終了しました。

なお本案に関する質疑その他に關しましては、後日に議ることといたします。

次会は明十九日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時六分散会

〔参照〕

寄生虫病予防法の一部を改正する法律案(井手以誠君外十六名提出)に関する報告書

寄生虫病予防法の一部を改正する法律案(内田常雄君外三名提出)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十一年五月二十三日印刷

昭和三十一年五月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局